

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp

e-10 イーテン

企画・発行 ADCOM アドコマーシャル株式会社



夏はすぐそこ!
さあ、準備を進めよう!!

冷えたビールが美味しいシーズン到来!

「ビールがすすむ
絶品おつまみ」

「夏はすぐそこ!
さあ、準備を進めよう!!」
グルメ/ファッション/美容と健康
今月の豪華プレゼント

法、なるほど!?

遺産分割

今の時代、遺産も有効に活用したい!!
まずは兄と相談したいのですが、その兄は…

河合

私の父は5年前に亡くなりました。今は空家になっている親の住んでいた土地建物があり、処分をしたいと考えています。母も既に他界していて、相続人は私と兄だけです。

不動産を売却するためには、お父さんの相続について、お兄さんと2人で遺産分割の協議をする必要がありますが、お兄さんと話はしていますか？

いいえ。実は10数年来疎遠になっていて、今兄が何処で暮らしているのかも知りません。

それは困りましたね。何か手がかりはないのですか？

それが全くないです。何かよい方法はありませんか？

そうですね。まずはお兄さんの戸籍の附票を調査してはいかがでしょう。戸籍の附票は、市町村に本籍地がある者の住所履歴を記録している書類です。いわば戸籍と住民票をつなぐ記録となります。住民票を移動していれば、戸籍の附票にも記録が残るので、お兄さんの住所がわかつたら、直接出向いて行くか手紙で連絡を取りましょう。

では、早速。でも、仮に住民票を移動していないとすれば、お兄さんの住所が戸籍の附票に反映されない事になり、その場合お兄さんの居場所を見つけることは難しくなります。どうしても見つからない場合には家庭裁判所に不在者の財産管理人選任の申立を行い、住民票を移動していないとすれば、お兄さんの住所が戸籍の附票に反映されない事になります。

お兄さんに代わって彼の財産を管理する、不在者財産管理人を選任してもらって下さい。裁判所の許可が必要になりますが、お兄さんの不在者

河合

財産管理人との間で遺産分割協議を行うことによって、不動産の売却が可能になります。

そんな制度があったんですね。もっと早く相談すればよかった。

河合

本コーナーでは、とりわけほしい相談・お悩みを募集します。日々の生活の中で今あなたが抱えている問題を、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の弁護士さんに相談してみませんか？法律事務所で今までに解決してきた事例等に照らし、ケースとしてご紹介させていただきます。

性別・年齢・相談内容をご記入の上、下記のイーラン編集室宛先まで封書又はメールにてお送りください。

※宛名(件名)「法、なるほど!」法律相談者募集

としてご連絡ください。※お問い合わせの際は、当コーナー掲載の目的以外には使用いたしません。

今回の相談者
河合祐介さん(仮名)
45歳会社員

宛 送り先住所 ▶ 〒399-4431長野県伊那市西春近3010-1
アド・コマーシャル株式会社 e-10編集室
先 メールアドレス ▶ info@e-10.adcm.jp

■取材協力・原稿監修
弁護士法人斎藤法律事務所
駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号
TEL 0265-98-7171 HP http://www.saito-houritsu.com/

*今回ご紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。